

議案第91号

勝山市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について

勝山市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月26日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布により水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成25年勝山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の <u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれ <u>に相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程 <u>を修めて卒業した後、1年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程 <u>を修めて卒業した後、2年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

(3) 学校教育法による短期大学**又は高等専門学校** _____

_____において土木科又

はこれに相当する課程を修めて卒業した後 _____

_____、**5年以上** 水

道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(新設)

(4) 学校教育法による高等学校**又は中等教育学校** _____

_____において土木科又はこれに相当する課

程を修めて卒業した後、**7年以上水道** _____に関する技術上の実務

に従事した経験を有する者

(新設)

(5) **10年以上**水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に**よる** _____大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水

(3) 学校教育法による短期大学**(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)**若しくは**高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)**において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後**(専門職大学前期課程にあっては修了した後。次号において同じ。)**、**2年6月以上**水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) **短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**

(5) 学校教育法による高等学校**若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)**において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、**3年6月以上水道**に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) **高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**

(7) **5年以上**水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に**基づく** _____大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水

道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上 水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号**若しくは第2号**に規定する課程**及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程**に相当する課程**若しくは学科目**を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に**規定する最低経験年数**

_____以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、**1年以上**水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(新設)

2 **簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」と**

道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては**1年6月以上**水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 外国の学校において、第1号**から第6号まで**に規定する課程_____に相当する課程_____を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に**規定する水道等(水道、工業用水道、下水道、道路又は河川をいう。)****の最低経験年数の2分の1**以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、**6月以上**水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) **建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**

(削る)

あるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあつては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目

_____を修めて卒業した後_____、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程_____又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を

卒業した者 については**6年以上**、**同条第4号**に規定する学校を卒業した者については**8年以上**水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) **10年**以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) **前条第1項第1号**、第3号**及び第4号**に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する**学科目**並びにこれらに相当する**学科目**以外の**学科目**を修めて**卒業した** _____ 後、**同項第1号**に規定する**学校の卒業者** _____ については**5年** 以上、**同項第3号**に規定する**学校の卒業者** _____ については**7年** 以上、**同項第4号**に規定する学校の卒業者については**9年** 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、**前条第1項** _____ 第2号に規定する**学科目**又は前号に規定する**学科目**に相当する**学科目**を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の**卒業者** _____ ごとに規定する最低経験年数 _____ 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣 _____ の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については**3年以上**、**同条第5号**に規定する学校を卒業した者については**4年以上**水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) **5年**以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) **前条第1号** _____、第3号**及び第5号**に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する**課程**並びにこれらに相当する**課程**以外の**課程**を修めて**卒業した(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)**後、**同条第1号**に規定する**学校を卒業した者**については**2年6月**以上、**同条第3号**に規定する**学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者を含む。)**については**3年6月**以上、**同条第5号**に規定する**学校を卒業した者**については**4年6月**以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、**前条第1号若しくは第2号**に規定する**課程**又は前号に規定する**課程**に相当する**課程**を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の**学校を卒業した者**ごとに規定する最低経験年数**の2分の1**以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣**及び環境大臣**の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(新設)

(新設)

2 **簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である**専用水道(法第3条第6項に規定する専用水道をいい、法第34条第2項の場合を除く。)については、前項第1号中「**簡易水道以外の水道**」とあるのは「**簡易水道**」と_____、同項第2号中「**4年以上**」とあるのは「**2年以上**」と、「**6年以上**」とあるのは「**3年以上**」と、「**8年以上**」とあるのは「**4年以上**」と、同項第3号中「**10年以上**」とあるのは「**5年以上**」と、同項第4号中「**5年以上**」とあるのは「**2年6箇月以上**」と、「**7年以上**」とあるのは「**3年6箇月以上**」と、「**9年以上**」とあるのは「**4年6箇月以上**」と、同項第5号中「**最低経験年数以上**」とあるのは「**最低経験年数の2分の1以上**」と_____」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

(7) **技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)**であって、**6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**

(8) **建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者**であって、**1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**

2 _____1日最大給水量が**10,000立方メートルを超える**専用水道(法第3条第6項に規定する専用水道をいい、法第34条第2項の場合を除く。)については、前項第1号中「**1年6月以上**」とあるのは「**3年以上**」と、「**2年6月以上**」とあるのは「**5年以上**」と、「**3年6月以上**」とあるのは「**7年以上**」と、同項第2号中「**2年以上**」とあるのは「**4年以上**」と、「**3年以上**」とあるのは「**6年以上**」と、「**4年以上**」とあるのは「**8年以上**」と、同項第3号中「**5年以上**」とあるのは「**10年以上**」と、同項第4号中「**2年6月以上**」とあるのは「**5年以上**」と、「**3年6月以上**」とあるのは「**7年以上**」と、「**4年6月以上**」とあるのは「**9年以上**」と、同項第5号中「**最低経験年数の2分の1以上**」とあるのは「**最低経験年数以上**」と、同項第7号中「**6月以上**」とあるのは「**1年以上**」と、同項第8号中「**1年6月以上**」とあるのは「**3年以上**」とそれぞれ読み替えるものとする。

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の勝山市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例第5条第1項第6号に規定する講習の課程を修了している者は、改正後の勝山市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例第5条第1項第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。